

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年3月31日

横浜市契約事務受任者
横浜市環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

三溪園緑地ほか2か所において、令和元年10月12日の台風19号の通過により倒木や崖崩れ等が発生したため、緊急工事による被害復旧および予防措置を行います。

2 履行(納品)場所

中区本牧三之谷137番地ほか

3 契約日

令和元年10月13日

4 履行日又は履行期間

令和2年3月31日

5 契約金額

¥18,370,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

昇栄工業株式会社 横浜市港南区日野2-60-19
代表取締役 水野 和美

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

隣接する民家に向かって倒れた樹木や隣接する道路に向かって崩れた土砂の処理を早急に実施する必要があったため。また、今後、台風や大型の低気圧が通過する際に更なる倒木や地滑りが発生して周辺住宅等へ被害が及ぶ危険性があることから、早急に安全対策を図る必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

市内の公園緑地で緊急対応を行った実績があるため。また、令和元年度の横浜市災害協力業者であり、緊急工事可能な人員及び資機材を有しているため。

9 所管課 環境創造局南部公園緑地事務所